

大分県生成 AI の利用ガイドライン

(令和6年4月1日改訂後)

総務部電子自治体推進課

本ガイドラインは、大分県職員が業務で生成 AI を利用する際に留意すべき事項を定めたものです。

生成 AI は、業務の効率化やサービスの向上に画期的な効果をもたらす可能性がある一方で、利用方法を誤ると機密情報の漏洩や著作権の侵害等、行政の信頼を損なう危険性もあります。

生成 AI の利用に際しては、本ガイドラインの内容を十分に理解したうえで、適正に利用してください。

なお、本ガイドラインに定めのない事項については、大分県情報セキュリティポリシーが適用されます。

1. 本ガイドラインの対象とする範囲

知事部局、各種委員会とする

2. 生成 AI を利用する場合の手続

所属長は、職員の研修受講を確認の上、電子自治体推進課長に利用申請を行う
加えて、適正な利用の指導・監督に努め、アカウントの管理を行う

3. 生成 AI を利用する際に遵守すべき事項

- (1) 個人情報・機密性を有する情報は入力しないこと
- (2) 誤った情報でないか、利用の前に根拠の確認を行うこと
- (3) 著作権等を侵害していないか、十分に確認すること
- (4) 生成 AI から作成したことを明記すること
- (5) 問題が発生した場合は直ちに報告すること

1.本ガイドラインの対象とする範囲

本ガイドラインが対象とする生成 AI は、学習することで文章や画像などのコンテンツを創造できるプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムとします。

適用される組織範囲は、知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、大分海区漁業調整委員会事務局、企業局、病院局、教育委員会(県立学校を除く)とします。

職員が利用できる生成 AI は、別途電子自治体推進課長が定めるものとします。

2.生成 AI を利用する場合の手続

(1)利用申請

生成 AI を利用する所属長は、別に定める様式により、電子自治体推進課長に申請してください。

※所属長は、上記申請の前に、必ず生成 AI を利用する職員が電子自治体推進課が指定する動画研修を受講したことを確認してください。

(2)適正利用についての指導・監督

所属長は、職員が研修動画及び本ガイドラインを十分に理解した上で、生成 AI を利用することを徹底するとともに、適正なアカウントの管理を行ってください。

また、人事異動の際には、再度新体制で電子自治体推進課長への申請が必要になります。

3.生成 AI を利用する際に遵守すべき事項

職員は AI サービス事業者が定めた利用上の留意点に加え、以下の内容を遵守すること

(1)個人情報・機密性を有する情報は入力しないこと

機密性2以上の情報については、生成 AI に入力しないでください。特に下記の①～⑤の情報が入力内容に含まれていないことを十分に確認してください。また、生成 AI に入力した情報を学習させない設定が提供されている場合は、設定を行った上で利用してください。

- ①個人情報
- ②業務上知り得た守秘義務に該当する情報
- ③大分県の情報セキュリティを脅かす恐れのある情報
- ④大分県の意思形成過程における情報で、第三者が知ることで支障が生じる恐れのある情報
- ⑤その他公にすることで支障が生じる恐れのある情報

参考 機密性の定義

機密性 3	行政事務で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報資産
機密性 2	行政事務で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産
機密性 1	機密性 2 情報又は機密性 3 情報以外の情報

(2)誤った情報でないか、利用の前に根拠の確認を行うこと

生成 AI の生成物は、誤りを含む可能性、偏見や差別的な表現が含まれることもあるため、生成 AI の生成物を鵜呑みにせず、必ず根拠や出典、利用が適切かどうかを十分に確認してください。

また、外部に公開する資料については、所属長等複数人によるチェックを行ってください。

(3)著作権等を侵害していないか、十分に確認すること

生成 AI からの生成物を利用する場合において、既存の著作物と同一・類似している場合は、著作権侵害に該当する可能性があります。

また、生成 AI を利用して生成したキャッチコピーなどを外部利用することは、商標権を侵害する可能性があります。

このため、生成物の利用にあたっては、著作権や商標権などの権利侵害となつていないか必ず確認してください。

外部に公開する資料については、所属長等複数人によるチェックを行ってください。

(4)生成 AI から作成したことを明記すること

生成 AI からの生成物と人間が作成した物の区別がつかない場合、後日他の職員が、生成 AI から生み出したものと知らずに、生成されたコンテンツを流用してしまう可能性があります。

そのため、生成 AI から作成した文章を事実確認せずに、他の職員から閲覧できるフォルダ(共同作業フォルダなど)に保存する場合は、資料の枠外等に「【生成 AI 名】による自動生成(事実確認前)」と明記してください。

(5)問題が発生した場合は直ちに報告すること

生成 AI の利用により、個人情報や機密情報の漏洩、著作権等の侵害、その他不適切な利用が発覚した場合は、ただちに所属長に報告し、所属長は速やかに電子自治体推進課長に報告してください。

附則 このガイドラインは令和5年9月20日から施行する。
附則 このガイドラインは令和6年4月1日から施行する。